

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 7 月15日	
【会社名】	東洋電機製造株式会社	
【英訳名】	TOYO DENKI SEIZO K.K. (TOYO ELECTRIC MFG.CO.,LTD.)	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 朗	
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号	
【電話番号】	03-5202-8122	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 藪井誠一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号	
【電話番号】	03-5202-8122	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 藪井誠一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,163,514,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	578,000株	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 2026年7月15日(以下「発行決議日」といいます。)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といい、本自己株式処分により処分される株式を「本株式」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	578,000株	1,163,514,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	578,000株	1,163,514,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「東証終値」といいます。)である2,013円で発行されたと仮定した場合の見込額です。
3. 当社は、本日、「2026年5月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算発表」といいます。)及び中期経営計画「サステナブル2030～変革への挑戦と成長の加速～」(以下「本中期経営計画」といいます。)を公表しております。本決算発表及び本中期経営計画に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としては、仮に本決算発表及び本中期経営計画を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点及び恣意性を排除する観点から、株価の上昇を反映した上で本株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、当社は、2026年7月22日(以下「条件決定日」といいます。)を本株式に係る最終的な条件を決定する日として、発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円と条件決定日の直前取引日(2026年7月21日)の東証終値のいずれか高い方の金額を1株当たりの発行価額とします。したがって、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。なお、本株式の処分価額は、発行決議日時点の本株式の価値と条件決定日時点の本株式の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本株式の処分価額について、当社及び既存株主にとって不利益となる変更はありません。
4. なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,013	-	100株	2026年8月6日	-	2026年8月6日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円と条件決定日の直前取引日(2026年7月21日)の東証終値のいずれか高い方の金額とします。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の引受け等を内容とする総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、本自己株式処分は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋電機製造株式会社 総務部	東京都中央区八重洲一丁目4番16号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,163,514,000	6,600,000	1,156,914,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途をいいます。
2. 払込金額の総額は、本日現在における見込額です。実際の払込金額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用であります。

(2) 【手取金の使途】

資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
研究開発投資	1,156	2026年 8 月～2030年 5 月

（注）資金使途に充当するまでの間の資金管理は、当社預金口座にて行います。

当社グループは、本日公表した本中期経営計画に基づき、「変革への挑戦」と「成長の加速」を進めることで、すべてのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループへの飛躍をめざしています。

本中期経営計画においては、(1)「成長戦略」、(2)「収益体質強化」及び(3)「BSマネジメントの強化」を進めるとともに、(4)「構造改革」を行うことで、企業価値の向上及び安定供給の確保を含む持続可能性の向上につなげていくことを基本方針としております。かかる基本方針の下で、当社は、(1)「成長戦略」として、「マーケットイン」の視点を起点に、収益化を意識した新事業・製品の創出と戦略的な海外展開を推進し、持続可能な成長戦略を具現化するとともに、(2)「収益体質強化」として、「量より質」を追求した営業強化とともに、販売価格の適正化、製品・業務品質の向上、徹底したコスト削減、事業の「選択と集中」を早急に進め、収益体質を抜本的に強化していきます。また、(3)「BSマネジメントの強化」として、資本市場の期待を踏まえ、政策保有株式の縮減や運転資本の圧縮を通じて資産効率を向上させるとともに、成長投資と株主還元の強化を含むキャッシュアロケーションを最適化していきます。さらに、(4)「構造改革」として、グループ一体で企業風土と行動様式の変革や業務執行体制の最適化、組織・制度の見直しを含めた構造改革を断行し、持続的な利益成長による好循環を実現していきます。

かかる本中期経営計画の下、本自己株式処分による上記の差引手取概算額は、顧客である鉄道事業者の設備投資計画等を踏まえ算出した、本中期経営計画記載の2027年5月期から2030年5月期のキャッシュアロケーションにおける成長投資のうち、研究開発投資の一部に充当する予定であります。具体的には、鉄道事業者において、GX、DX対応に伴う脱炭素化や省力化を企図したサステナブルな機器への更新需要が旺盛であり、新造車両導入や機器の置換えの増加が期待されることを踏まえ、鉄道車両用電機品の高効率化に向けた研究開発を加速させるとともに、次世代新幹線向け電機品の開発を含め、鉄道の高速度・低メンテナンス化と安全性・安定性・信頼性の向上に向けた研究開発にも活用してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要(2026年7月15日現在)

名称	東日本旅客鉄道株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第39期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月17日 関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係(2026年7月15日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	948,300株
	割当予定先が保有している当社株式数	973,500株
人事関係	当社の監査役のうち1名は東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)の出身者であります。また、JR東日本から出向者3名を受入れております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	当社とJR東日本との間で、新幹線や在来線向け鉄道車両用電機品等の交通事業用の電気機械器具の販売に関する取引があります。	

(3) 割当予定先の選定理由

当社グループは、鉄道車両電機品の国産化を目的に1918年に創立されて以来、鉄道をはじめとした社会インフラや生産設備・電機設備やサービスを提供することで、広く社会の発展に貢献をしてきました。

現在、当社グループは、本日公表した本中期経営計画に基づき、「変革への挑戦」と「成長の加速」を進めることで、すべてのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループへの飛躍をめざしています。

本中期経営計画の下での重点的な取組みの一環として、当社は、(1)「成長戦略」として、「マーケットイン」の視点を起点に、収益化を意識した新事業・製品の創出と戦略的な海外展開を推進し、持続可能な成長戦略を具現化するとともに、(2)「収益体質強化」として、「量より質」を追求した営業強化とともに、販売価格の適正化、製品・業務品質の向上、徹底したコスト削減、事業の「選択と集中」を早急に進め、収益体質を抜本的に強化していきます。また、(3)「BSマネジメントの強化」として、資本市場の期待を踏まえ、政策保有株式の縮減や運転資本の圧縮を通じて資産効率を向上させるとともに、成長投資と株主還元強化を含むキャッシュアロケーションを最適化していきます。さらに、(4)「構造改革」として、グループ一体で企業風土と行動様式の変革や業務執行体制の最適化、組織・制度の見直しを含めた構造改革を断行し、持続的な利益成長による好循環を実現していきます。

これらの取組みの実現には、特に、研究開発投資、人的資本投資、DX・IT関連投資を含む成長投資の充実が必要不可欠であると考えています。成長投資により生産性、製品・業務品質の向上等を図ることで、企業価値の向上及び安定供給の確保を含む持続可能性の向上につなげていきます。

一方で、当社は、割当予定先であるJR東日本との関係においては、従来より、新幹線や在来線向け鉄道車両電機品等の交通事業用の電気機械器具の販売に関する継続的な取引関係にあります。これに加えて、JR東日本において、当社を鉄道車両電機品等、資材調達における安定的な供給元の一つと位置付け、将来に向けて相互の協力関係を強化することを意図したことから、2011年7月から10月にかけて、JR東日本が市場買付けにより当社普通株式2,400,000株(当時の発行済株式総数48,675,000株の4.93%(小数点第三位を四捨五入。割合の計算において以下同様))を取得し、資本関係を構築しました(その後、2016年12月1日を効力発生日として、当社の普通株式5株を1株の割合で併合したことにより、JR東日本が保有する当社の普通株式は480,000株となりました。)。さらに、当社は、2023年5月、JR東日本を割当予定先として、当社の普通株式493,500株(当時の発行済株式総数9,735,000株に対して5.07%)の自己株式処分を行い、JR東日本との資本関係の強化を進めました。

JR東日本との資本関係の構築以来、当社は、JR東日本との間で出向者の受入れなどの人的交流のほか、新幹線や在来線向け鉄道車両電機品等の交通事業用の電気機械器具の販売に関する取引を通じた技術開発等の連携を図ってまいりました。さらに、次世代新幹線向け電機品をJR東日本に提供し、鉄道の高速度・低メンテナンス化と安全性・安定性・信頼性の向上に貢献する取り組みを進めております。当社は、このようなJR東日本との取引関係を通じた取組みにより、鉄道車両電機品等の分野において、JR東日本との連携を継続・強化し、技術開発を推進することが、本中期経営計画を実現し、すべてのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループに飛躍するために必要不可欠であると考えております。

本自己株式処分の割当予定先であるJR東日本は、2025年7月に公表したグループ経営ビジョン「勇翔2034」で掲げる通り、各事業者、メーカー・サプライヤーと一体となり、サステナブルな鉄道事業運営をめざしており、当社を鉄道車両電機品等、資材調達における安定的な供給元の一つと位置付け、将来に向けて相互の協力関係の強化を企図しています。当社としても、当社の最大の強みである高品質な鉄道車両電機品の提供をはじめとして、これまで以上にJR東日本との連携を深め、本中期経営計画に掲げる「成長戦略」と「収益体質強化」を進め、当社の持続的成長につなげることで、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えていくことができると考えております。

以上の背景から、当社は、本中期経営計画に基づく取組みを推進していくにあたって、JR東日本との相互の協力関係を強化し、鉄道車両電機品をはじめとした分野における技術力を磨き続けることは、当社の持続的成長と安全・安心な鉄道インフラの実現につながるという結論に至りました。

当社は、これまで、株主還元や機動的な資本政策を実現させる観点から自己株式の保有を行っていましたが、2026年5月末現在、発行済株式総数9,735,000株の6.05%に相当する自己株式588,614株を保有する状況となっております。その上で、当社が保有する自己株式の有効活用について検討した結果、本中期経営計画に基づく取組みを推進するにあたり、JR東日本を割当予定先として必要な資金を調達し、当該資金を鉄道車両用電機品の高効率化に向けた研究開発や次世代新幹線向け電機品の開発に充当してこれらを加速させるとともに、JR東日本との間で鉄道車両用電機品等の分野における技術開発の連携を一層深化させることが、両社が企図する安全・安心な鉄道インフラの実現と当社の企業価値の最大化に資するものと考えに至りました。以上を踏まえ、JR東日本を割当予定先として、第三者割当による自己株式処分が合理的な手段であると判断いたしました。

本自己株式処分にあたっては、当社が保有する自己株式のうち578,000株(発行済株式総数の5.94%)を第三者割当の方法により処分いたします。

また、JR東日本は、2026年7月16日に当社既存株主との間でToSTNeT-1取引による売買を行い、当社普通株式385,000株(2026年5月末現在の発行済株式総数の3.95%)を取得(以下「本立会外取引」といいます。)する予定であり、また、市場買付けにより10,500株を追加取得(以下「本市場買付け」といいます。)する予定です。

なお、当社は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続について、2023年7月13日開催の取締役会及び2023年8月29日開催の定時株主総会で決議しております。本プランでは、当社が発行者である株式等について保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けは、当社取締役会が承認したものを除き、大規模買付け等に該当するとされ、買付者等(本プランに定義されるとおりの意味を有するものとし、以下同様とします。)は、大規模買付け等の実行に先立ち意向表明書の提出をはじめとする諸手続を行うことが求められております。しかし、当社は、上記のとおり、JR東日本を割当予定先として必要な資金を調達し、当該資金を鉄道車両用電機品の高効率化に向けた研究開発や次世代新幹線向け電機品の開発に充当してこれらを加速させるとともに、JR東日本との間で鉄道車両用電機品等の分野における技術開発の連携を一層深化させることが、両社が企図する安全・安心な鉄道インフラの実現と当社の企業価値の最大化に資するものと考えに至ったことから、2026年7月15日開催の取締役会において本自己株式処分、本立会外取引及び本市場買付けを大規模買付け等に該当しないこととする旨を決議しております。したがって、JR東日本は、買付者等には該当いたしません。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 578,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、処分予定先より、本自己株式処分による株式の取得は当社との連携強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は処分予定先から、処分予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(6) 払込に要する資金等の状況

処分予定先であるJR東日本が2026年6月17日に公表している有価証券報告書に記載の連結貸借対照表により、JR東日本において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金(262,247百万円)が確保されていることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるJR東日本は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2026年6月19日)に記載された「Ⅴ 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、(1)JR東日本グループのコンプライアンスの基本方針である「法令遵守及び企業倫理に関する指針」(2005年6月制定)に、反社会的勢力との絶縁を定め、反社会的勢力排除に取り組んできたこと、この「法令遵守及び企業倫理に関する指針」に代えて、2026年6月に「JR東日本グループの『決意と約束』」を制定し、その第8項に「私たちは、反社会的勢力とは一切関係を持ちません。毅然とした対応をします。」と定め、反社会的勢力及び団体に対して行動すべき具体的な事項とあわせて、JR東日本グループの役員及び社員に周知していることなどを表明しており、同社及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

上記「2 株式募集の方法及び条件(1) 募集の方法(注) 3」に記載のとおり、今般の本自己株式処分の発表と同日に本決算発表及び本中期経営計画を公表しており、本決算発表及び本中期経営計画の公表を受けての当社株式の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式1株当たりの払込金額を、2026年7月14日の東証終値である2,013円と、条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方とする予定です。このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、本日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましても、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、払込金額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定される本株式の払込金額は、割当予定先にとって特に有利な金額での処分に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役4名全員（うち社外監査役3名）から、本自己株式処分の処分価額は、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、578,000株(議決権数5,780個)であり、これは2026年5月末現在の当社の発行済株式総数9,735,000株に対して5.94%（2026年5月末現在の総議決権数90,904個に対して6.36%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、前記「1 割当予定先の状況(3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分を行うことで、当社とJR東日本の連携が強化され、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目 2番2号	973	10.71	1,947	20.14
東洋電機従業員持株会	東京都中央区八重洲一丁目 4番16号	506	5.57	506	5.24
東洋電機協力工場持株会	東京都中央区八重洲一丁目 4番16号	372	4.09	372	3.85
日本生命保険相互会社(常任 代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁 目6番6号(東京港区赤坂一 丁目8番1号)	337	3.71	337	3.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番12号	332	3.65	332	3.43
三信株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目 25番10号	293	3.22	293	3.03
オークラヤ住宅株式会社	東京都千代田区麹町四丁目 5番22号	206	2.27	206	2.13
JPモルガン・チェース・バン ク 380802(常任代理人株 式会社みずほ銀行決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区 港南二丁目15番1号)	144	1.59	144	1.49
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番 1号	132	1.46	132	1.37
野村信託銀行株式会社(東洋 電機従業員持株会専用信託 口)	東京都千代田区大手町二丁 目2番2号	123	1.35	123	1.28
計	-	3,418	37.62	4,392	45.45

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記のほか、当社は自己株式を588,614株(2026年5月31日現在)保有しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本立会外取引、本自己株式処分及び本市場買付けの完了後の所有株式数に係る議決権数を、2026年5月31日現在の総議決権数(90,904個)に本自己株式処分により増加する議決権数(5,780個)を加算した総議決権数(96,684個)に基づき算出しております。
4. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月15日)現在までの間において、変更及び追加すべき事項は生じておりません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 【経営成績の概要について】

当社の2026年7月15日開催の取締役会において決議された2026年5月期決算短信〔日本基準〕(連結)(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (2026年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,007	4,529
受取手形、売掛金及び契約資産	15,161	16,153
電子記録債権	1,640	1,290
商品及び製品	752	356
仕掛品	3,553	4,600
原材料及び貯蔵品	3,770	3,467
前渡金	16	17
未収入金	157	70
その他	356	291
貸倒引当金	327	339
流動資産合計	30,086	30,437
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,984	9,926
減価償却累計額	6,860	6,987
建物及び構築物（純額）	3,124	2,938
機械装置及び運搬具	8,509	8,375
減価償却累計額	8,124	8,079
機械装置及び運搬具（純額）	385	296
土地	1,246	1,215
建設仮勘定	2	319
その他	5,234	5,333
減価償却累計額	4,815	4,878
その他（純額）	418	455
有形固定資産合計	5,177	5,225
無形固定資産		
ソフトウェア	137	134
ソフトウェア仮勘定	8	-
その他	13	12
無形固定資産合計	159	147
投資その他の資産		
投資有価証券	14,178	14,423
繰延税金資産	292	47
その他	3,318	3,533
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	17,786	18,001
固定資産合計	23,124	23,374
資産合計	53,210	53,812

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (2026年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,496	2,174
電子記録債務	5,014	2,521
短期借入金	4,585	2,675
未払費用	1,107	1,032
未払法人税等	891	329
未払消費税等	80	402
契約負債	214	219
預り金	126	153
役員賞与引当金	56	66
賞与引当金	1,044	1,148
受注損失引当金	944	638
製品保証引当金	413	355
その他	268	208
流動負債合計	17,244	11,927
固定負債		
長期借入金	4,622	7,447
長期未払金	11	11
繰延税金負債	-	324
退職給付に係る負債	3,933	3,437
その他	12	53
固定負債合計	8,580	11,273
負債合計	25,825	23,201
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,998	4,998
資本剰余金	3,177	3,182
利益剰余金	14,122	16,454
自己株式	914	984
株主資本合計	21,384	23,651
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,256	5,694
為替換算調整勘定	627	803
退職給付に係る調整累計額	117	462
その他の包括利益累計額合計	6,000	6,960
純資産合計	27,385	30,611
負債純資産合計	53,210	53,812

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
売上高	40,539	40,480
売上原価	29,936	28,706
売上総利益	10,603	11,773
販売費及び一般管理費	8,219	8,662
営業利益	2,384	3,111
営業外収益		
受取利息	3	6
受取配当金	255	351
持分法による投資利益	211	125
為替差益	-	87
雑収入	76	56
営業外収益合計	547	627
営業外費用		
支払利息	75	126
支払手数料	69	24
為替差損	79	-
納期遅延による延滞金	94	35
雑損失	28	32
営業外費用合計	346	218
経常利益	2,584	3,520
特別利益		
投資有価証券売却益	281	434
特別利益合計	281	434
特別損失		
減損損失	38	-
損害補償損失	119	-
特別損失合計	157	-
税金等調整前当期純利益	2,708	3,954
法人税、住民税及び事業税	990	770
法人税等調整額	410	207
法人税等合計	579	978
当期純利益	2,128	2,976
親会社株主に帰属する当期純利益	2,128	2,976

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
当期純利益	2,128	2,976
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	439	438
為替換算調整勘定	10	109
退職給付に係る調整額	107	344
持分法適用会社に対する持分相当額	152	66
その他の包括利益合計	190	959
包括利益	1,938	3,936
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,938	3,936
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計	
当期首残高	4,998	3,177	12,299	596	19,878	5,696	485	9	6,191	26,070
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	279	-	279	-	-	-	-	279
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	2,128	-	2,128	-	-	-	-	2,128
自己株式の取得	-	-	-	578	578	-	-	-	-	578
自己株式の処分	-	25	-	260	234	-	-	-	-	234
自己株式処分差損の振 替	-	25	25	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	439	141	107	190	190
当期変動額合計	-	-	1,823	317	1,505	439	141	107	190	1,315
当期末残高	4,998	3,177	14,122	914	21,384	5,256	627	117	6,000	27,385

当連結会計年度(自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計	
当期首残高	4,998	3,177	14,122	914	21,384	5,256	627	117	6,000	27,385
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	644	-	644	-	-	-	-	644
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	2,976	-	2,976	-	-	-	-	2,976
自己株式の取得	-	-	-	135	135	-	-	-	-	135
自己株式の処分	-	4	-	64	69	-	-	-	-	69
自己株式処分差損の振 替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	438	175	344	959	959
当期変動額合計	-	4	2,331	70	2,266	438	175	344	959	3,226
当期末残高	4,998	3,182	16,454	984	23,651	5,694	803	462	6,960	30,611

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6月 1日 至 2026年 5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,708	3,954
減価償却費	707	712
減損損失	38	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	302	12
賞与引当金の増減額（ は減少）	307	103
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	91	25
受取利息及び受取配当金	258	357
支払利息	75	126
持分法による投資損益（ は益）	211	125
投資有価証券売却損益（ は益）	281	434
損害補償損失	119	-
売上債権の増減額（ は増加）	3,195	630
棚卸資産の増減額（ は増加）	530	339
仕入債務の増減額（ は減少）	532	2,825
受注損失引当金の増減額（ は減少）	167	306
製品保証引当金の増減額（ は減少）	257	57
契約負債の増減額（ は減少）	84	1
未払費用の増減額（ は減少）	282	76
未払消費税等の増減額（ は減少）	77	321
その他	215	47
小計	720	148
利息及び配当金の受取額	362	474
利息の支払額	59	124
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	422	1,324
営業活動によるキャッシュ・フロー	601	826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	505	789
有形固定資産の売却による収入	-	37
無形固定資産の取得による支出	71	44
投資有価証券の取得による支出	11	11
投資有価証券の売却による収入	611	841
関係会社出資金の払込による支出	44	17
定期預金の預入による支出	272	44
その他	4	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	290	126
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	2,100
長期借入れによる収入	3,220	3,500
長期借入金の返済による支出	4,600	4,684
自己株式の取得による支出	578	135
自己株式の処分による収入	236	90
配当金の支払額	278	639
その他	4	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,004	226
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	157
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,682	568
現金及び現金同等物の期首残高	6,423	4,741
現金及び現金同等物の期末残高	4,741	4,172

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品別に事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について国内外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従いまして、当社グループは、当社事業部を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「交通事業」、「産業事業」、「ICTソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

< 各セグメントの内容 >

・ 交通事業

鉄道車両用電機品、新交通システム車両用電機品、特殊車両用電機品、鉄道用電力貯蔵装置等の製造・販売及び付帯工事を行う事業

・ 産業事業

生産・加工設備駆動システム、自動車用試験システム、発電・インフラシステム、車載用電機品等の製造・販売及び付帯工事を行う事業

・ ICTソリューション事業

駅務機器システム機器、IoTソリューション(クラウド型遠隔監視制御システム)等の製造・販売及び付帯工事を行う事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	交通事業	産業事業	ICTソリューション事業				
売上高							
外部顧客への売上高	27,822	10,895	1,817	3	40,539	-	40,539
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	2	-	348	354	354	-
計	27,826	10,898	1,817	352	40,894	354	40,539
セグメント利益又は損失()	3,614	1,425	543	0	5,583	3,199	2,384
セグメント資産	19,561	11,570	1,107	442	32,682	20,528	53,210
その他の項目							
減価償却費	340	246	12	1	600	106	707
減損損失	—	—	—	—	—	38	38
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	204	73	3	-	281	120	402

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関連する業務などです。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	交通事業	産業事業	ICTソリューション事業				
売上高							
外部顧客への売上高	27,398	12,008	1,069	4	40,480	-	40,480
セグメント間の内部 売上高又は振替高	23	2	-	403	429	429	-
計	27,421	12,011	1,069	407	40,910	429	40,480
セグメント利益又は損失()	5,316	1,389	30	1	6,677	3,565	3,111
セグメント資産	18,929	14,202	816	437	34,385	19,427	53,812
その他の項目							
減価償却費	359	222	12	1	595	116	712
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	564	102	8	0	676	115	791

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関連する業務などです。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	40,541	40,502
「その他」の区分の売上高	352	407
セグメント間取引消去	354	429
連結財務諸表の売上高	40,539	40,480

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,583	6,675
「その他」の区分の利益	0	1
セグメント間取引消去	1	1
全社費用	3,198	3,567
連結財務諸表の営業利益	2,384	3,111

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費および一般管理費です。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	32,239	33,948
「その他」の区分の資産	442	437
セグメント間取引消去	534	575
全社資産	21,062	20,003
連結財務諸表の資産合計	53,210	53,812

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理用資産などです。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	598	593	1	1	106	116	707	712
減損損失	—	—	—	—	38	—	38	—
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	281	676	-	0	120	115	402	791

(収益認識関係)

報告セグメント別に顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

			前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
報告セグメント	交通事業	国内鉄道	14,826	17,371
		海外鉄道	10,147	6,506
		その他	2,849	3,520
		小計	27,822	27,398
	産業事業	自動車用試験機	2,730	2,982
		生産・加工設備	2,678	2,121
		発電・インフラ	2,383	3,170
		その他	3,102	3,733
		小計	10,895	12,008
	ICTソリューション事業	ICTソリューション	1,817	1,069
小計		1,817	1,069	
その他(注)			3	4
合計			40,539	40,480
顧客との契約から生じる収益			40,539	40,480
外部顧客への売上高			40,539	40,480

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関連する業務などです。

2 当連結会計年度より、従来の「発電・電源」を「発電・インフラ」に名称変更いたしました。なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の名称を用いております。当該変更については、名称変更のみであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり純資産額	3,028.72円	3,392.63円
1株当たり当期純利益	231.29円	329.76円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. E-ship信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度 168,400株、当連結会計年度 123,500株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております(前連結会計年度 53,292株当連結会計年度 141,623株)。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,128	2,976
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,128	2,976
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,204	9,026

(重要な後発事象)

(第三者割当による自己株式の処分及びその他の関係会社の異動)

当社は、2026年7月15日開催の取締役会において、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。))に対して、第三者割当の方法による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決意いたしました。また、本自己株式処分等に伴い、当社のその他の関係会社の異動が見込まれます。

(1)処分の理由

当社は、従来より、JR東日本と新幹線や在来線向け鉄道車両用電機品等の交通事業用の電気機械器具の販売に関する継続的な取引関係にありますが、中期経営計画「サステナブル2030 ～変革への挑戦と成長の加速～」に基づく取組みを推進するにあたり、JR東日本を割当予定先として必要な資金を調達し、当該資金を鉄道車両用電機品の高効率化に向けた研究開発や次世代新幹線向け電機品の開発に充当してこれらを加速させるとともに、JR東日本との間で鉄道車両用電機品等の分野における技術開発の連携を一層深化させることが、両社が企図する安全・安心な鉄道インフラの実現と当社の企業価値の最大化に資するものと考えております。

(2)処分期日

2026年8月6日

(3)処分株式の種類及び数

普通株式 578,000株

(4)処分価額

1株につき2,013円

但し、2026年7月22日(以下「条件決定日」といいます。)の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「東証終値」といいます。)が上記の金額を上回る場合には、条件決定日の直前取引日の東証終値とします。

(5)処分価額の総額

1,163,514,000円

(2026年7月15日現在の見込額であり、上記(4)の処分価額に上記(3)の処分株式数を乗じた金額となります。)

(6)処分方法

第三者割当による自己株式の処分

(7)割当先

東日本旅客鉄道株式会社

(8)調達資金の使途

研究開発投資の一部に充当する予定であります。

なお、詳細につきましては、本日公表いたしました「第三者割当による自己株式の処分及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

3 [臨時報告書の提出について]

当社は、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第164期事業年度)の提出日(2025年8月26日)以後、本有価証券届出書提出日(2026年7月15日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(2025年8月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年8月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年8月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金70円 総額644,717,780円

ロ 効力発生日

2025年8月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、渡部朗、寺島憲造、谷本憲治、貫名純、間狩泰三、町田悠生子、杉崎康昭の各氏を選任する。

第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	59,789	461	0	(注) 1	可決 96.1
第2号議案 取締役7名選任の件					
渡部 朗	55,458	4,792	0	(注) 2	可決 89.1
寺島 憲造	55,668	4,582	0		可決 89.4
谷本 憲治	59,615	635	0		可決 95.8
貫名 純	59,587	663	0		可決 95.7
間狩 泰三	59,581	669	0		可決 95.7
町田 悠生子	59,630	620	0		可決 95.8
杉崎 康昭	59,555	695	0		可決 95.7
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する 譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件	59,449	801	0	(注) 1	可決 95.5

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4 自己株式の取得状況

当社は、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第164期事業年度)の提出日(2025年8月26日)以後、本有価証券届出書提出日(2026年7月15日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2025年9月12日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年1月14日)での決議状況 (取得期間2025年1月15日～2025年12月30日)	300,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月1日	2,300	4,443,000
	8月4日	2,300	4,363,500
	8月5日	2,300	4,523,600
	8月6日	2,300	4,552,200
	計	9,200	17,882,300
報告月末現在の累計取得自己株式	146,000		205,665,000
自己株式取得の進捗状況(%)	48.6%		68.5%

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	545,566

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式158,200株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(2025年10月 7 日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年 1 月14日)での決議状況 (取得期間2025年 1 月15日～2025年12月30日)	300,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	—		
計	—		
報告月末現在の累計取得自己株式	146,000		205,665,000
自己株式取得の進捗状況(%)	48.6%		68.5%

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年 9 月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	545,666

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式142,100株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(2025年11月10日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年1月14日)での決議状況 (取得期間2025年1月15日～2025年12月30日)	300,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	10月16日	40,800	75,480,000
計	—	40,800	75,480,000
報告月末現在の累計取得自己株式	186,800		281,145,000
自己株式取得の進捗状況(%)	62.2%		93.7%

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	586,466

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式139,800株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(2025年12月 5 日提出の自己株券買付状況報告書の訂正報告書)

1 [自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由]

2025年11月10日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2025年10月 1 日 至 2025年10月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2 処理状況

3 保有状況

3 [訂正箇所]

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 [処理状況]

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

2025年10月31日現在

区分	報告月における処分株式数(株)		処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	(処分日) 月 日	＝	＝
計	＝	＝	＝
消却の処分を行った取得自己株式	(消却日) 月 日	＝	＝
計	＝	＝	＝
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	(移転日) 月 日	＝	＝
計	＝	＝	＝
その他(譲渡制限付報酬株式として処分した取得自己株式)	(処分日) 10月10日	7,497	15,293,880
計	＝	7,497	15,293,880
合計		7,497	15,293,880

3 【保有状況】

(訂正前)

2025年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	586,466

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式139,800株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(訂正後)

2025年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	578,969

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式139,800株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(2025年12月9日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 【取得状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年1月14日)での決議状況 (取得期間2025年1月15日～2025年12月30日)	300,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	11月4日	2,300	4,651,800
	11月5日	2,400	4,763,900
	11月6日	1,600	3,241,400
	11月7日	3,000	6,001,700
計	—	9,300	18,658,800
報告月末現在の累計取得自己株式	196,100		299,803,800
自己株式取得の進捗状況(%)	65.3%		99.9%

2 【処理状況】

該当事項はありません。

3 【保有状況】

2025年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	588,419

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式137,600株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

(2026年1月13日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 【取得状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年1月14日)での決議状況 (取得期間2025年1月15日～2025年12月30日)	300,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	—	—	—
計	—	—	—
報告月末現在の累計取得自己株式	196,100		299,803,800
自己株式取得の進捗状況(%)	65.3%		99.9%

2 【処理状況】

該当事項はありません。

3 【保有状況】

2025年12月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	9,735,000
保有自己株式数	588,419

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)として保有する当社株式132,900株は、上記保有自己株式数に含めておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第164期)	自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日	2025年 8 月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第165期中)	自 2025年 6 月 1 日 至 2025年11月30日	2026年 1 月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 8 月26日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 永 剛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野 村 興 治

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは、2025年5月31日現在、連結貸借対照表に棚卸資産8,075百万円を計上しており、総資産の15.2%を占めている。 連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、一定期間を超えて滞留している棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために、定期的に帳簿価額を切り下げており、収益性の低下の判定については、過去から蓄積された入庫データ及び滞留データ、需要等を基に滞留期間ごとに評価減割合を設定し、一定の期間を経過又は一定の回転期間を超えるものについて、当該割合を乗じて帳簿価額を切り下げている。 評価に用いた主要な仮定である滞留状況に応じた評価減割合の設定には、会計上の見積りの要素が含まれているため不確実性があり、当該仮定に関する経営者の主観的な判断が、連結貸借対照表に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を及ぼしている。 以上から、当監査法人は、会社グループの棚卸資産の評価が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、棚卸資産の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 棚卸資産の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 前連結会計年度からの経営環境の変化及び将来の需要予測等を把握するために経営者等と協議を行い、滞留期間ごとに設定されている評価減割合について、当該割合の合理性及び変更の要否を検討した。 ・ 棚卸資産の評価損の計算資料を入手し、評価損の対象となる棚卸資産の抽出過程の適切性を検討するとともに、再計算を実施し、会社が採用する棚卸資産の評価基準に従って評価損が漏れなく正確に計算されていることを確かめた。 ・ 棚卸資産の評価の見積りの不確実性を検討するため、過去の滞留在庫について、その後の販売実績及び廃棄実績を把握し、評価方針の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明

することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋電機製造株式会社の2025年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東洋電機製造株式会社が2025年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月26日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 永 剛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野 村 興 治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第164期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社の2025年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月14日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

徳 永 剛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野 村 興 治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付け

る。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。